

電動生ごみ処理機等 設置奨励金制度

須賀川市では、生ごみの排出量の抑制と、リサイクル利用を図るため、電動生ごみ処理機などを購入し、設置した方に対して奨励金を交付しています。



電動生ごみ処理機

電気を用いて、生ごみの減量化及び堆肥化することができる機械

生ごみ処理機

微生物を利用して生ごみを発酵させ、分解することにより、生ごみの減量化及び堆肥化することができる容器、コンポストなど



交付額

購入費の1/2以内（100円未満切捨）
最大 **2万** 円の助成 1世帯1台まで

購入費の1/2以内（100円未満切捨）
最大 **3千** 円の助成 1世帯2台まで

必要書類

- 交付申請書、交付請求書
- 購入時の領収書若しくはレシート（購入先、内訳、製品の名称等が分かるもの）
※中古品については、助成していません。
- 申請者の振込先が分かるもの（通帳等）

交付申請書及び交付請求書は、申込先窓口にも備え付けてありますが、須賀川市役所ホームページからもダウンロードできます。



交付対象者

- 住所が須賀川市にあり、実際に住んでいる方。
- 生ごみ処理機を適正に管理できる方。
- 堆肥等になった生ごみを、責任を持って処理できる方。
- 過去にこの奨励金制度を受けている場合は、交付を受けた日から5年経過している方。



<受付期間>

4月1日から翌年3月31日（奨励金交付対象は購入日から1年以内のもの）
ただし、予算額に達し次第締め切りとなりますので、ご了承ください。

<お問い合わせ先>

須賀川市役所 経済環境部環境課 環境衛生係
TEL：0248-88-9129